

木の家の建築推進のために

“木の家づくり”から林業再生を考える
委員会(第6回)

2010年12月16日

神田 順

1

「木の家づくり」の問題認識

- 法律を満たす中で、もっとも安価な家？
法律は何を規制しているか。
- 気持ちよく住むことよりも高級マンション？
家の価値とは何か。
- 技能人育成よりは、企業にとっての利益？
木造建築の技術は継承できるか。

第2回委員会の神田の発表より

2

要約とキーワード

- 自分で考える構造安全
法律は一律に決めるが保証しない。
- 地域で考える構造安全
過密都市と高層 vs 農山村と戸建
- 科学と技術と規制と安心
科学の限界と安全のための新しい文化

第2回委員会の神田の発表より

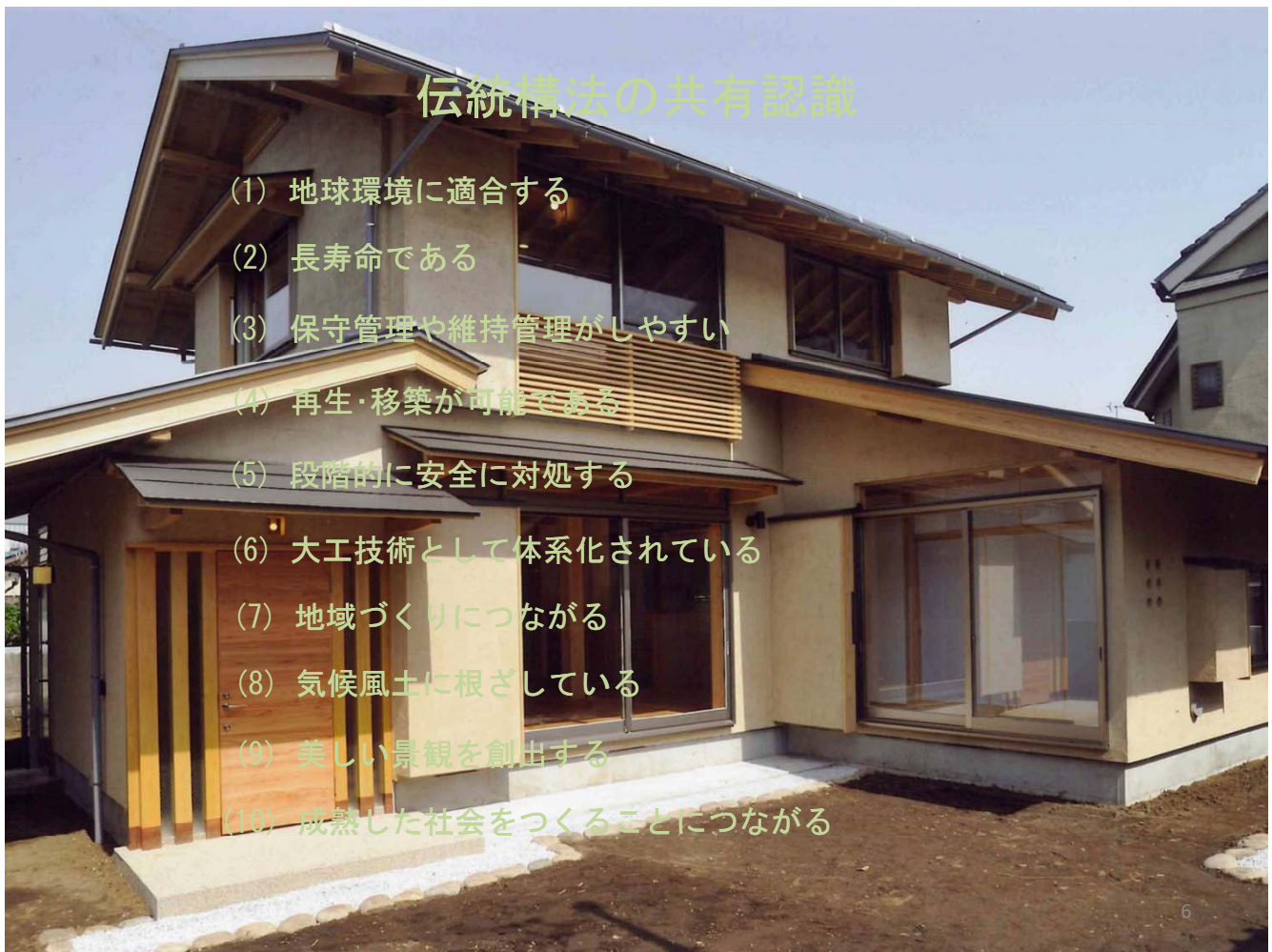
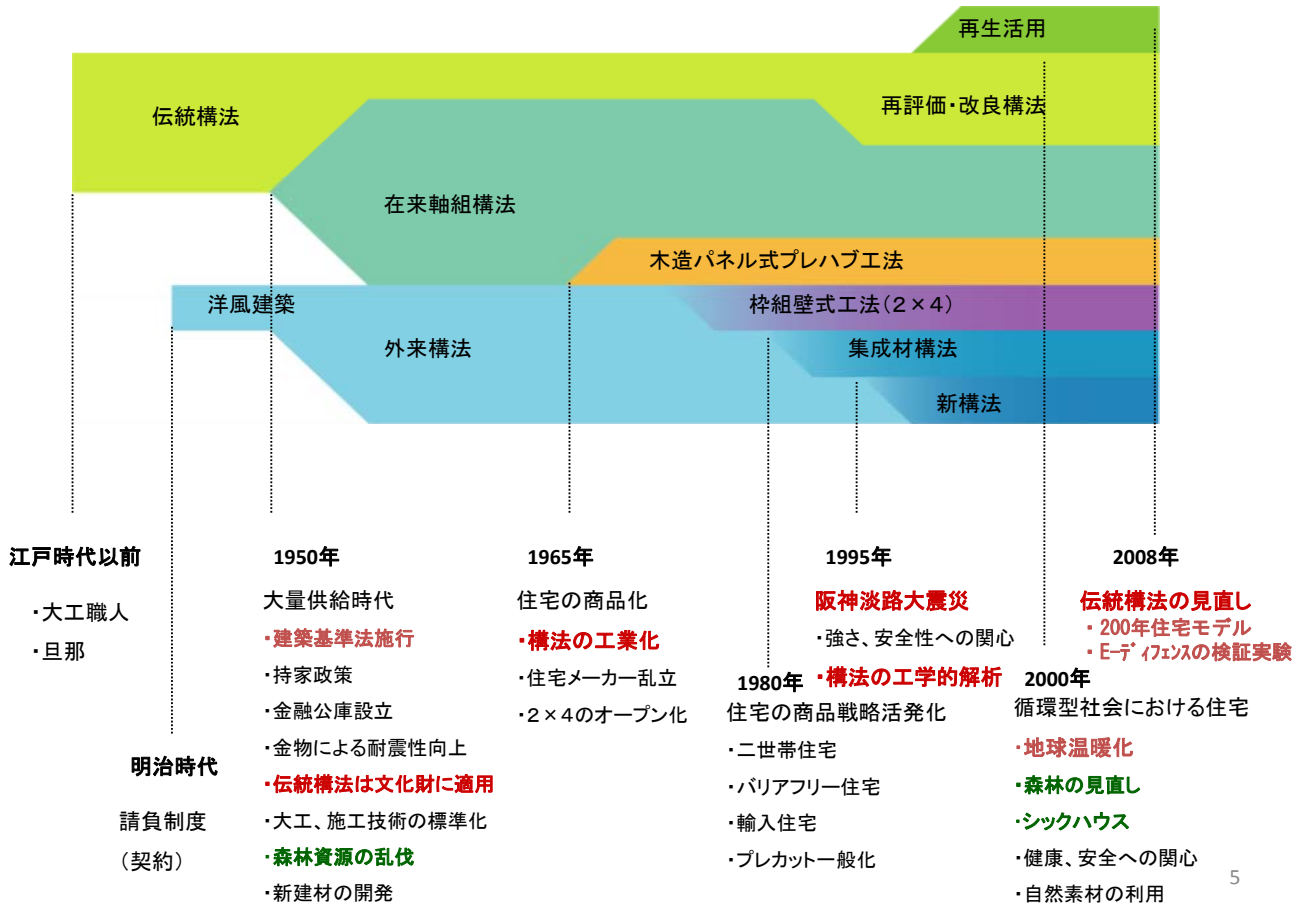
3

まとめ

「木の家づくり」を通して

**住まうとは何かを見直そう。
地方から豊かさを。
文化・歴史と技能の融合を。**

第2回委員会の神田の発表より



工学に基づく構造と木造

- 工学によってコントロールされた構法と置き去りにされた構法
S造、RC造、SRC造 → 工学によって理解され、工学に担われた構造
木造 → 伝統構法は例外扱い、在来工法は仕様規定(筋かいと金物)
- 建築基準法施行令第3章第3節は、本来、伝統木構造の節
現行の「第3節 木造」は在来構法のことであり、本来、この節には伝統木構造が規定され、在来構法はこの節で規定される以外の木造となるべきではないか
- 突然の限界耐力計算法の出現で、あたかも工学的扱いを受けたかに見える伝統木構造だが、その工学的理解は緒に就いたばかりである
天然材料、接合部問題(半固定、すべり、めり込み)、座屈、柔床、非線形挙動、施工の技量の幅、構法の地域差…、解明すべきことは多い
- 再開された国の「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験」に期待するが、その知見は法律ではなく地域の条例やコードに自由に利用されることが望ましい

7

自己責任の時代へ

- 規制の時代から市民の自己責任の時代へ
- 住まいの安全とはどういうことなのか
- 透明性のもとでの専門家の説明責任
- 地域が選ぶ市民の生き方、暮らし方、まちづくり

8

伝統木造の復権へ

- 伝統木造技術の継承
- 土地の木を使う意味
- 持続可能社会へ向けて

- 日本文化の価値の見直し
- 人を認める仕組み
- 地域のルールづくり

9

政策的展開の可能性

- 伝統工法の実例の収集と広報
- 耐震改修としての伝統工法の活用
- 特区による建築基準法の例外措置
- 委員会方式による安全性の承認
- 伝統工法技術育成事業の支援
- 政策委員会の設置による新制度の実験
- 「住むこと」の教育体制づくり

10

短期的対応

- 建築基準法の中に伝統木造を位置づける
- しかるべき団体で伝統木造の基準を公開
- しかるべき団体で伝統木造の棟梁を認定

長期的対応

- 建築基本法に、建築の理念と関係者の責務を明記
- 地域にふさわしい保証制度（自然災害対応）の充実
- 伝統木造基準の充実と実験による検証の蓄積